

第 1 0 0 回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和 7 年（2025年） 9 月 2 4 日（水） 午後 1 時 2 5 分から午後 3 時 1 0 分

開催場所 姫路市役所 本館 1 0 階 第 3 会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏 名	出 欠	署名委員	備 考
1	後 藤 明 彦	出席	○	
2	小 林 隆	出席		
3	森 下 光 春	出席		
4	大 西 正 紀	出席		
5	岡 本 富 博	出席		
6	船 引 政 則	出席		
7	嘉ノ海 敏 明	出席		
8	青 田 俊 則	出席		
9	沼 田 静 雄	出席		
10	嶋 田 秀 文	出席		
11	飯 塚 祐 樹	欠席		
12	竹 内 己 良	出席	○	
13	橋 本 静 枝	出席		
14	小 林 弘 行	出席		
15	吉 田 勝 博	欠席		
16	竹 内 光 明	出席		
17	福 永 信 幸	出席		会長職務代理者
18	青 田 誠	出席		会長職務代理者
19	田 摩 仁 志	出席		会長

その他の出席者 0 名

農業委員会事務局職員 3 名

議事内容

議案第1号	農地確認及び非農地確認について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法施行規則第29条第1号の確認について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号	農地転用許可条件の変更承認申請について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について
議案第7号	相続税等納税猶予適格者証明について
議案第8号	令和7年度農地パトロール実施要領の策定について
報告第1号	農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第2号	農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号	農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号	合意による解約等の通知について
報告第5号	県許可案件の許可状況について
報告第6号	公共事業等による農地の転用について
報告第7号	農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

（令和7年9月24日 午後1時25分）

議 長

予定の方が揃われましたので、只今から、第100回総会を開催致します。

【 議 長 挨 拶 】

現在の出席者数は、農業委員19名中17名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。

なお、飯塚祐樹委員、吉田勝博委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を竹内己良委員と後藤明彦委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく申し上げます。

議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第1号（P1～P2）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、農地確認の申請が1件、非農地確認の申請が7件提出されております。

まず、農地確認です。

飾磨区下野田一丁目の田□□□□につきまして、「平成17年□□□□5条受理を受けたが、計画が変更となり、引き続き20年以上にわたり農地として利

用している」との申請です。現況は「畑」となっております。なお、同時に現在の所有者からの追認の3条許可申請も提出されております。

担当委員から「適当である」との意見を頂いております。中南部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

続きまして、非農地確認です。

1番です。

手柄の畑5筆□□□□□□□につきて、平成16年以前から市営手柄住宅が建っていたが、令和6年に解体し現在は更地となっている」との申請です。

2番です。

山吹一丁目の田□□□につきて、昭和50年以前から姫路変電所敷地の一部として利用している」との申請です。

3番です。

飾磨区山崎の田15筆□□□□□□□につきて、昭和36年以前から鉄道路用地として利用している」との申請です。

4番です。

夢前町塚本の田□□□□につきて、平成11年以前より山林となっている」との申請です。

5番です。

夢前町古知之庄の田□□□□につきて、昭和45年より住宅として利用している」との申請です。

6番です。

夢前町前之庄の田□□□□につきて、平成12年以前より住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

7番です。

飾東町山崎の田、畑2筆の一部□□□□につきて、平成2年以前から住宅敷地の一部となっている」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

議長

農地確認の案件について、詳しく説明をお願いしますか。

事務局

ご説明します。農地確認につきましては、通常、農地転用手続きをしたが取り止めたものについて、現況が農地であることを確認する手続きとなっております。

今回申請のあった1番の案件につきましては、理由としては「平成17年に5条転用届により所有権移転をしたが、計画を変更して転用を取りやめ、引き続き20年以上にわたり農地として利用している」ものです。転用届が受理されたことから雑種地課税となっていました、この転用届を取り消しすると所有権も戻すこととなりますので、そのまま農地として利用し続けたものとなっています。令和5年4月に下限面積が廃止される以前は、3条許可を受けるためにはこの下限面積以上の農地を耕作する必要がありましたので、この下限面積に満たない場合に、5条の転用により農地を取得する方法を用いる方が存在していました。このことに対しては、20年の時効期間を経たものについて、この農地確認により農地認定することとしてきました。現在では、3条許可の要件に下限面積はなくなりましたので、この農地確認と3条の追認申請により、この農地認定を行うこととしています。

余部区下余部の田 8 筆□□□□□□につきまして、余部区下余部の□□□□□□□□□□が、□□□□□□□□から解除条件付きの貸借で「借り受けたい」との貸借権設定の申請です。作付作物は「トマト、ミニトマト」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、□□□□□□□□

□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

12番です。

山田町西山田の田□□□□□□につきまして、山田町西山田の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。なお、申請地に建っている農業用倉庫は、引き続き使用するとして則29条の確認願が同時に提出されています。

13番です。

香寺町溝口の田□□□□□につきまして、香寺町溝口の□□□□□□が、□□□□□□から「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。なお、申請地は、耕作者として□□□□□□が利用権の設定がなされていますが、今年の11月末が終期となっています。

14番です。

香寺町矢田部の田□□□□□につきまして、香寺町矢田部の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

15番です。

香寺町矢田部の田□□□□□につきまして、香寺町矢田部の□□□□□□が、□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

16番です。

豊富町豊富の田□□□□□□につきまして、豊富町豊富の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

17番です。

飾東町山崎の田□□□□□につきまして、飾東町山崎の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

18番です。

飾東町小原の田、畑2筆□□□□□□につきまして、飾東町小原の□□□□□□が、夫である□□□□□□から「生前贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。同一世帯内での所有権移転のため、耕作面積に変更はありません。作付作物は「水稻、露地野菜」となっております。

19番です。

飾東町豊国の田2筆□□□□□□につきまして、飾東町豊国の□□□□□□が、□□□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

20番です。

四郷町見野の田□□□□□につきまして、白浜町神田の□□□□□□が、□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

21番以降につきましては、農地に設定された利用権が終期を迎えたことからの切り替え更新手続き分の案件となっております。現在の借人が引き続き借り受けて耕作されるものとの申請となっており、使用貸借権の設定が5件となっております。許可後の耕作面積に変動はありません。

それでは、8番の案件につきまして、あらためて説明を致します。追加の参考

議長

委員

議長

委員

議長

委員

議長

委員

委員

委員

委員

委員

議長

委員

事務局

委員

事務局

委員

議長

委員

議長

委員

委員

事務局

委員

議長

委員

議長

委員

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

異議なし。

「異議なし」とのことですので、この８番の案件につきましては、このように決定いたします。□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□

[illegible]

議 長	ない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。いずれも許可相当と判断される方は挙手をお願いします。
各 委 員	(全員挙手)
議 長	全員の挙手をいただきましたので、いずれについても許可相当といたします。 次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、事務局からの説明もありましたが地区協議会の意見では、2番と3番、5番、6番については必要、1番と4番と7番については必要なし、との意見でしたが、こちらについてなにかご意見等ありますでしょうか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、2番と3番、5番、6番について聞き取り調査を実施するということによろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、2番と3番、5番、6番の3件について、10月1日に来ていただいて新規農家の聞き取り調査を実施することとします。 続きまして、議案第3号「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第3号(P8)を説明する。 〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕 200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可は不要となっていますが、これに該当するとして2件の確認願が提出されております。参考資料(則29条転用)もあわせてご覧ください。 どちらも、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。 1番です。 香寺町矢田部の畑の一部□□□□□につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農業用倉庫」となっております。 2番です。 山田町西山田の田の一部□□□□□□につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農業用倉庫」となっており、議案第2号の3条案件の12番の譲受人が引き続き利用する計画となっております。 どちらの案件も、北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議 長	有難うございました。 事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、承認とすることによろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。
 それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第４号（Ｐ８～Ｐ９）を説明する。
〔農地法第５条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、6件の申請が提出されております。参考資料（5条転用）もあわせてご覧ください。

いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましてはいずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっており、「転用に必要な資力」につきましては、いずれも確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1 番です。

[illegible]

2番です。

[illegible]

3番です。

[illegible]

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題点なし」との意見となっております。

4番です。

飾東町庄の田□□□□につきまして、□□□が、「譲り受けて、参道及び露天
駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんす
る区域に近接かつ農地の集団規模１０ｈａ未満の「第２種農地」に該当すると考
えております。「事業内容」につきましては、□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

議長

委員

議長

各 委 員

議長

各 委 員

議長

全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。

次に、議案第5号「農地転用許可条件の変更承認申請」について、事務局より

事務局

議長

各委員

議長

各委員

議長

事務局

全体として、合計が「84件、128筆、170,591㎡」の計画となって

	おり、このうち、新規の設定は「6件、10筆、7,951㎡」となっております。 北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、ひょうご農林機構へ送付したいと考えております。 以上、農用地利用集積等促進計画への意見につきまして、よろしくご審議お願いいたします。
議 長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、承認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
議 長	〔□□□□関係の案件〕 それでは、□□□□、ご退室をお願いします。 【□□□□ 退室】
事 務 局	それでは、85番から113番についてご説明いたします。 全体として、合計が「29件、39筆、39,737㎡」の計画となっております。このうち、新規の設定は「3件、3筆、10,652㎡」となっております。北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。 以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。
議 長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、承認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
議 長	【□□□□ 入室】 □□□□の案件は承認となりましたので報告します。 次に、議案第7号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第7号（P18）を説明する。 〔相続税等納税猶予適格者証明について〕 今月は、証明願が1件出ております。 西今宿8丁目の□□□□□□が所有されていた市街化区域の農地2筆を同居の子であります□□□□□□が相続するというものです。農地の利用状況は、稲作をされています。 中南部地区農政協議会では、適格者証明を出すことが適当であるとの意見を

	いただいております。 説明は以上です。適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。
議 長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、承認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。 次に、議案第 8 号「令和 7 年度農地パトロール実施要領の策定」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第 8 号（P 1 8）を説明する。 〔令和 7 年度農地パトロール実施要領の策定について〕 議案第 8 号令和 7 年度農地パトロール実施要領について、ご説明いたします。 委員の皆様におかれましては、普段から農地の活動をしていただいているところですが、農業委員会活動の対外的な P R を目的としまして行動する農業委員会を目指し、農地利用の最適化を進めようというスローガンのもと事務局と一緒にパトロールに回っていただくものでございます。 詳細は本日お配りしています要領案をご覧ください。 実施時期については、1 0 月 8 日から 2 8 日の期間において行うものとし、参加していただく委員さんは要領案記載のとおりでございます。 それぞれ、委員さん 2 名と事務局 2 名で公用車に乗っていただき、車にはパトロール中であることを示すマグネットシートを張り付けて、対外的にパトロールを実施しているとわかる形にして実施します。 実施内容につきましては、例年通りの遊休農地の他、今年度の取り組みとしまして、農地法 3 条で許可を受けた者が、その後適切に農業を実施しているかにつきましても確認したいと考えています。 パトロールの結果につきましては、各地区農政協議会及び総会でご報告するとともに、指導対象者には指導文書を発出したいと考えています。 この要領案でのパトロールの実施の可否について、ご審議をお願いいたします。
議 長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、承認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。 次に、報告事項に入ります。 報告第 1 号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第 1 号（P 1 9）を説明する。 〔農地法第 3 条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕

議長

委員

議長

各委員

議長

事務局

議長

各委員

議長

事務局

市街化区域内農地の５条転用案件で、こちらも、８月８日から９月４日の間に受け付けたもの２４件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長	有り難うございます。何かご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですので、確認とすることをお願いします。 次に報告第4号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第4号（P 2 6～P 2 8）を説明する。 〔合意による解約等の通知について〕 合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が7件、使用貸借契約の解約の通知が6件ございました。このうち、利用権に該当するものは2件で、農地中間管理事業に該当するものは2件です。 賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。 以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。
議 長	有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですね。確認をお願いします。 次に報告第5号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第5号（P 2 9～P 3 0）を説明する。 〔県許可案件の許可状況について〕 県許可案件の許可状況について、8月において9件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。
議 長	報告、有り難うございます。確認をお願いします。 次に報告第6号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第6号（P 3 0）を説明する。 〔公共事業等による農地の転用について〕 国、県、市等が行う公共事業等を実施する場合で農地転用許可を要しないものについて、農業委員会に対し1件の報告がありました。 調整区域の別所町北宿の田畑9筆計6, 8 1 2 m ² につきまして、兵庫県中播磨県民センターから「県ため池等整備事業に使用したい」との一時転用の報告です。転用期間は令和10年3月31日までとなっております。 以上です。
議 長	有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。
委 員	一時転用の開始が令和4年8月となっているが、なぜ今になって報告となったのか。
事 務 局	以前からも、公共事業等の実施に当たり農地転用許可が不要となる場合においても、農業委員会への連絡・報告を行うこととされていましたが、このことが徹底されていないとして、あらためて令和7年7月2日付で農林水産部長通知が発せられており、これを受けて報告があったものとなっております。なお、この他に

	も複数の事案が今後報告されてくるものと聞いております。
議 長	ほかに、なにかございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですね。確認をお願いします。 次に報告第7号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第7号（P31）を説明する。 〔農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕 8月の会長決裁分について報告します。 継続分です。 船津町で稲作をされている□□□□□□につきまして、前回計画の目標は達成できていませんが、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることから、認定農業者として「おおむね適切である」と農業委員会から市長へ回答していました。その結果として、令和7年8月18日付けで継続認定したと市長から農業委員会へ通知がありましたので、ご報告いたします。 報告は以上です。
議 長	有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですね。確認をお願いします。 以上で、本日の議題は、すべて終了しました。 全体を通して、何かございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。 (午後3時10分 終了)

議事録署名委員

(議 長)

田 靡 仁 志

(署名委員)

竹 内 己 良

(署名委員)

後 藤 明 彦
